## 運営基準自己点検シート(通所介護)

「条例」:福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

(平成24年12月28日福島県条例第80号)

「規則」:福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(平成25年3月29日福島県規則第42号)

「国解釈通知」:指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について

(平成11年9月17日老企第25号)

条例・規則	国解釈通知	適否
第1節 基本方針  指定居宅サービスに該当する通所介護 (以下「指定通所介護」という。)の事業 は、要介護状態となった場合においても、 その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。		· 否

#### 第2節 人員に関する基準

#### 1. 従業者の員数

- (1) 指定通所介護の事業を行う者(以下 「指定通所介護事業者」という。) が 当該事業を行う事業所(以下「指定通 所介護事業所」という。)ごとに置く べき従業者(以下この節から第4節ま でにおいて「通所介護従業者」とい う。)は、次に掲げる従業者とする。
  - 生活相談員
  - 看護師又は准看護師(以下この章 において「看護職員」という。)
  - 介護職員
  - 四 機能訓練指導員

- 条例第99条 (1) 従業者の員数 第1項
  - ① 指定通所介護の単位とは、同時に、-体的に提供される指定通所介護をいうも のであり、例えば、次のような場合に は、2単位として扱われ、それぞれの単位 ごとに必要な従業者を確保する必要があ る。
    - 指定通所介護が同時に一定の距離を 置いた2つの場所で行われ、これらの サービスの提供が一体的に行われてい るといえない場合
    - ロ 午前と午後とで別の利用者に対して 指定通所介護を提供する場合

また、利用者ごとに策定した通所介護 計画に位置づけられた内容の指定通所介 護が一体的に提供されていると認められ る場合は、同一単位で提供時間数の異な る利用者に対して指定通所介護を行うこ とも可能である。

なお、同時一体的に行われているとは 認められない場合は、別単位となること に留意すること。

(2) 前項各号に掲げる従業者の員数に関 する基準は、規則で定める。

第2項

条例第99条② 8時間以上9時間未満の指定通所介護の 前後に連続して延長サービスを行う場合 にあっては、事業所の実情に応じて、適 当数の従業者を配置するものとする。

適 • 否

- 1 条例第99条第1項各号に掲げる従 業員の員数は、次の各号に掲げる通 所介護従業者(同項に規定する通所 介護従業者をいう。)の区分に応 じ、当該各号に定めるものとする。
- 一 生活相談員 指定通所介護の提供 日ごとに、当該指定通所介護を提供 している時間帯に生活相談員(専ら 当該指定通所介護の提供に当たる者 に限る。)が勤務している時間数の 合計数を当該指定通所介護を提供し ている時間帯の時間数で除して得た 数が1以上確保されるために必要と 認められる数
- 二 看護職員(条例第99条第1項第2号 に規定する看護職員をいう。以下こ の条及び第24条において同じ。) 指定通所介護の単位ごとに、専ら当 該指定通所介護の提供に当たる看護 職員が1以上確保されるために必要 と認められる数
- 三 介護職員 指定通所介護の単位ご とに、当該指定通所介護を提供して いる時間帯に介護職員(専ら当該指 定通所介護の提供に当たる者に限る 。) が勤務している時間数の合計数 を当該指定通所介護を提供している 時間数で除した数が利用者(当該指 定通所介護事業者が法第115条の45 第1項第1号ロに規定する第1号通所 事業(地域における医療及び介護の 総合的な確保を推進するための関係 法律の整備等に関する法律(平成26 年法律第83号) 第5条による改正前の 法(以下「旧法」という。)第8条の 2第7項に規定する介護予防通所介護 に相当するものとして市町村が定め るものに限る。) に係る指定事業者 の指定を併せて受け、かつ、指定通 所介護の事業と当該第1号通所事業と が同一の事業所において一体的に運 営されている場合にあっては、当該 事業所における指定通所介護又は当 該第一号通所事業の利用者。) の数 が15人までの場合にあっては1以上、 15人を超える場合にあっては15人を 超える部分の数を五で除して得た数 に1を加えた数以上確保されるため に必要と認められる数
- 四 機能訓練指導員 1以上
- 2 指定通所介護事業者は、指定通所 介護の単位ごとに、条例第99条第1項 第3号の介護職員を、常時1人以上当 該指定通所介護に従事させなければ ならない。

規則第17条 ③ 第1項

- ③ 居宅基準第93条第1項第一号の生活相談員、同項第三号の介護職員及び同条第2項の看護職員の人員配置については、当該職種の従業員がサービス提供時間内に勤務する時間数の合計(以下「勤務延時間数」という。)を提供時間数で除して得た数が基準において定められた数以上となるよう、勤務延時間数を確保するよう定めたものであり、必要な勤務延時間数が確保されれば当該職種の従業者の員数は問わないものである。
- ④ 生活相談員については、指定通所介護 の単位の数にかかわらず、次の計算式の とおり指定通所介護事業所における提供 時間数に応じた生活相談員の配置が必要 になるものである。

ここでいう提供時間数とは、当該事業 所におけるサービス提供開始時刻から終 了時刻まで(サービスが提供されていな い時間帯を除く。)とする。

【確保すべき生活相談員の勤務延時間数 の計算式】

提供日ごとに確保すべき勤務延時間数 =提供時間数

例えば、1単位の指定通所介護を実施している事業所の提供時間数を6時間とした場合、生活相談員の勤務延時間数を、提供時間数である6時間で除して得た数が1以上となるよう確保すればよいことから、従業者の員数にかかわらず6時間の勤務延時間数分の配置が必要となる。

また、例えば午前9時から正午、午後1時から午後6時の2単位の指定通所介護を実施している事業所の場合、当該事業所におけるサービス提供時間は午前9時から午後6時(正午から午後1時までを除く。)となり、提供時間数は8時間となることから、従業者の員数にかかわらず8時間の勤務延時間数分の配置が必要となる。

なお、指定通所介護事業所が、利用者の地域 での暮らしを支えるため、医療機関、他の居しを支えるため、医療機関、他の居しを支えるため、医療機関、と連携した事業者、地域の住民活動等とも携足の地域生活を支える地域連携の拠点としてよるとは、「サービス担当者会しては、「サービス担当者会議利用のは大力で、対しては、「サービス担当者会議利用のよりには、「サービス担当者会議利用のよりには、「サービス担当者会議利用のよりに対し、「地域の町間」、「地域の町内会議に出席するとができるができる。」とができるに必要な時間」など、利用者の地域生活を支えるの時間」など、利用者の地域生活を支える、利用でいる。

規則第17条 第2項

ただし、生活相談員は、利用者の生活の向上 を図るため適切な相談・援助等を行う必要があ り、これらに支障がない範囲で認められるもの である。 条例・規則 国解釈通知 適否

- 3 第1項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 4 前3項の指定通所介護の単位は、 指定通所介護であってその提供が同 時に一又は複数の利用者に対して一 体的に行われるものをいう。
- 5 条例第99条第1項第4号の機能訓練 指導員は、日常生活を営むに必要な 機能の減退を防止するための訓練を 行う能力を有する者とし、当該指定 通所介護事業所の他の職務に従事す ることができるものとする。
- 6 条例第99条第1項第1号の生活相談 員又は同項第3号の介護職員のうち1 人以上は、常勤でなければならない
- (3) 指定通所介護事業者が法第百十五条の四十五第一項第一号中に規定する第一号通所事業(旧法第八条の二第七項に規定可の勝った調子防通所介護に相当するものとし)がであるものに限る。以下でしている指定事業者の指定を併せて受け、が通常では、指定通所介護の事業と当該第一号に関する場合にできる当該第一号通所の事業の人員に関する基準を満たすことをものとみなすことができる。

規則第17条 ⑤ 第3項

規則第17条

第4項

) 居宅基準第93条第1項第三号にいう介護職員については、指定通所介護の単位ごとに、提供時間数に応じた配置が必要となるものであり、確保すべき勤務延時間数は、次の計算式のとおり提供時間数及び利用者数から算出される。

なお、ここでいう提供時間数とは、当 該単位における平均提供時間数(利用者 ごとの提供時間数の合計を利用者数で除 して得た数)とする。

【確保すべき介護職員の勤務延時間数の計算式】

- ・利用者数15人まで 単位ごとに確保すべき勤務延時間数 =平均提供時間数
- 利用者数16人以上 単位ごとに確保すべき勤務延時間数 = ((利用者数-15) ÷5+1) ×平均提供時間数
  - ※ 平均提供時間数=利用者ごとの 提供時間数の合計÷利用者数

規則第17条

規則第17条

第5項

第6項

例えば、利用者数18人、提供時間数を5時間とした場合、  $(18-15)\div 5+1=1.6$ となり、5時間の勤務時間数を1.6名分確保すればよいことから、従業員の員数にかかわらず、 $5\times 1.6=8$ 時間の勤務延時間数分の人員配置が必要となる

条例第99条 第3項

利用者数と平均提供時間数に応じて確保すべき勤務延時間数の具体例を**別表3**に示すものとする。

なお、介護職員については、指定通所介護の単位ごとに常時1名以上確保することとされているが、これは、介護職員が常に確保されるよう必要な配置を行うよう定めたものであり、例えば、計算式により算出した確保すべき勤務延時間数が、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻までの時間数に満たない場合であっても、常時1名以上が確保されるよう配置を行う必要があることに留意すること。

また、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は他の指定通所介護の単位の介護職員として従事することができるとされたことから、例えば複数の単位の指定通所介護を同じ時間帯に実施している場合、単位ごとに介護職員等が常に1名以上確保されている限りにおいては、単位を超えて柔軟な配置が可能である。

#### 別表3

通所介護の人員配置基準を満たすために必要となる介護職員の勤務時間数の具体例(単位ごと)

				<b>—</b> — <del>"</del> ;	均提供時間	] 釵		
		3.0時間	4.0時間	5.0時間	6.0時間	7.0時間	8.0時間	9.0時間
	5人	3.0時間	4.0時間	5.0時間	6.0時間	7.0時間	8.0時間	9.0時間
	10人	3.0時間	4.0時間	5.0時間	6.0時間	7.0時間	8.0時間	9.0時間
利	15人	3.0時間	4.0時間	5.0時間	6.0時間	7.0時間	8.0時間	9.0時間
用	16人	3.6時間	4.8時間	6.0時間	7.2時間	8.4時間	9.6時間	10.8時間
者	17人	4.2時間	5.6時間	7.0時間	8.4時間	9.8時間	11.2時間	12.6時間
数	18人	4.8時間	6.4時間	8.0時間	9.6時間	11.2時間	12.8時間	14.4時間
	19人	5.4時間	7.2時間	9.0時間	10.8時間	12.6時間	14.4時間	16.2時間
	20人	6.0時間	8.0時間	10.0時間	12.0時間	14.0時間	16.0時間	18.0時間

元 15 18 74 6 88 86

条例 • 規則 国解釈通知 適否 看護職員については、指定通所介護事 業所の従業者により確保することに加 え、病院、診療所、訪問看護ステーショ ンとの連携により確保することも可能で ある。具体的な取扱いは以下のとおりと する。 ア 指定通所介護事業所の従業者により 確保する場合 提供時間帯を通じて、専ら当該指定 通所介護の提供に当たる必要はない が、当該看護職員は提供時間帯を通じ て、指定通所介護事業所と密接かつ適 切な連携を図るものとする。 イ 病院、診療所、訪問看護ステーショ ンとの連携により確保する場合 看護職員が指定通所介護事業所の営 業日ごとに利用者の健康状態の確認を 行い、病院、診療所、訪問看護ステー ションと指定通所介護事業所が提供時 間帯を通じて密接かつ適切な連携を図 るものとする。 なお、アとイにおける「密接かつ適切 な連携」とは、指定通所介護事業所へ駆 けつけることができる体制や適切な指示 ができる連絡体制などを確保することで ある。 ⑦ 利用者の数又は利用定員は、単位ごと の指定通所介護についての利用者の数又 は利用定員をいうものであり、利用者の 数は実人員、利用定員は、あらかじめ定 めた利用者の数の上限をいうものであ 従って、例えば、1日のうちの午前の提 供時間帯に利用者10人に対して指定通所 介護を提供し、午後の提供時間帯に別の 利用者10人に対して指定通所介護を提供 する場合であって、それぞれの指定通所 介護の定員が10人である場合には、当該 事業所の利用定員は10人、必要となる介 護職員は午前午後それぞれにおいて利用 者10人に応じた数ということとなり、人 員算定上午前の利用者の数と午後の利用 者の数が合算されるものではない。 ⑧ 同一事業所で複数の単位の指定通所介 護を同時に行う場合であっても、常勤の 従業者は事業所ごとに確保すれば足りる ものである。 (2) 生活相談員 生活相談員については、特別養護老人ホーム の設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省 令第46号)第5条第2項に定める生活相談員に準 ずるものである。

条例・規則		国解釈通知	適否
		(3)機能訓練指導員 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能訓練返を防止するための「訓練を行うう能力を有する者」とは、理学、柔道整をを行うう能力を有する者」とは、理学、柔道整をを受ける者」とは、理学、柔道をは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般で	
・管理者 指定通所介護事業者は、指定通所介護事 美所ごとに専らその職務に従事する常勤の 管理者を置かなければならない。ただし、 台定通所介護事業所の管理上支障がない場	条例第100 条	(4) 管理者 訪問介護の場合と同趣旨であるため、第3の 一〔訪問介護〕の1の(3) を参照されたい。	<b>適・</b> 否
指定通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。		※ 第3の一の1の(3)より 指定通所介護事業所の管理者は常勤であり、 かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に 従事するものとする。	
		ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。なお、管理者は、通所介護従業者である必要はないものである。 ① 当該指定通所介護事業所の通所介護従業者としての職務に従事する場合	
		② 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者として	
		の職務に従事する場合(この場合の他の 事業所、施設等の事業の内容は問わない が、例えば、管理すべき事業所数が過剰 であると個別に判断される場合や、併設 される入所施設において入所者に対し	

### 第3節 設備に関する基準

### 設備及び備品等

サービス提供を行う看護・介護職員と兼

を行り看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。 ただし、施設における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合があっても差し支えない。)

(1) 指定通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

(2) 前項に掲げる設備の基準は、規則で定める。

条例第101条第1項に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一食堂及び機能訓練室次に掲げる 基準を満たすものであること。
  - ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。
  - イ アの規定にかかわらず、食堂及 び機能訓練室は、食事の提供のと きはその提供に支障がない広さを 確保でき、かつ、機能訓練を行う 際にはその実施に支障がない広さ を確保できる場合にあっては、同 一の場所とすることができるこ と。
- 二 相談室 遮へい物の設置等により 相談の内容が漏えいしないよう配慮 されていること。
- (3) 第1項に掲げる設備は、専ら当該指 定通所介護の事業の用に供するもので なければならない。

ただし、利用者(当該指定通所介護 事業者が法第115条の45第1項第1号ロ に規定する第1号通所事業者の指定を 併せて受け、かつ、指定通所介護の事 業と当該第一号通所事業の事業とが同 一の事業所において一体的に運営さえ ている場合にあっては、当該事業所に おける指定通所介護又は当該第一号通 所事業の利用者。)に対する指定通所 介護の提供に支障がない場合は、この 限りでない。

#### 条例第101 **(1) 事業所** 条第1項 事業所と

事業所とは、指定通所介護を提供するための設備及び備品を備えた場所をいう。原則として1の建物につき、1の事業所とするが、利用者の利便のため、利用者に身近な社会資源(既存施設)を活用して、事業所の従業者が当該既存施設に出向いて指定通所介護を提供する場合については、これらを事業所の一部とみなして設備基準を適用するものである。

#### 条例第101 条第2項

条例第101

条第3項

#### (2) 食堂及び機能訓練室

条第2項 指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室 (以下「指定通所介護の機能訓練室等」とい う。)については、3平方メートルに利用定員 を乗じて得た面積以上とすることとされたが、 規則第18条 指定通所介護が原則として同時に複数の利用者 に対し介護を提供するものであることに鑑み、 狭隘な部屋を多数設置することにより面積を確 保すべきではないものである。ただし、指定通 所介護の単位をさらにグループ分けして効果的

な指定通所介護の提供が期待される場合はこの

# (3) 消火設備その他の非常災害に際して 必要な設備

消火設備その他の非常災害に際して必要な設備とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならないものである。

#### (4) 設備に係る共用

限りではない。

指定通所介護事業所と指定居宅サービス事業 所等を併設している場合に、利用者へのサービ ス提供に支障がない場合は、設備基準上両方の サービスに規定があるもの(指定訪問介護事業 所の場合は事務室)は共用が可能である。

ただし、指定通所介護事業所の機能訓練室等と、指定通所介護事業所と併設の関係にある病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院における指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースについて共用する場合にあっては、以下の条件に適合することをもって、これらが同一の部屋等であっても差し支えないものとする。

- イ 当該部屋等において、指定通所介護事業所の機能訓練室等と指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースが明確に区分されていること。
- ロ 指定通所介護事業所の機能訓練室等として使用される区分が、指定通所介護事業所の設備基準を満たし、かつ、指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースとして使用される区分が、指定通所リハビリテーション事業所等の設備基準を満たすこと。

また、玄関、廊下、階段、送迎車両など、基準上は規定がないが、設置されるものについても、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、共用が可能である。

条例・規則		国解釈通知	適否
		なお、設備を共用する場合、居宅基準 第104条第2項において、指定通所介護事 業者は、事業所において感染症が発生 し、又はまん延しないように必要な措置 を講じるよう努めなければならないと定 めているところであるが、衛生管理等に 一層努めること。	
(4) 前項ただし書の場合(指定通所介護事業者が第一項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に知事に届け出るものとする。 (5) 指定通所介護事業者が第一号通所事業との表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表	条例第101 条第4項 条例第101	(5) 指定通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合指定通所介護の提供以外の目的で、指定通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービス(以下「宿泊サービス」という。)を提供する場合には、当該サービスの内容を当該サービスの提供開始前に当該府県知事、指定都市又は中核市の市長(以下「指定権者」という。)に国いては、第20日間には、第2日間にはは、第2日間にはは、第2日間にはは、第2日間にはは、第2日間にはは、第2日間にはは、第2日間にはは、第2日間にはははははは、第2日間にはは、第2日間にはははははははははははははははははははははははははははははははははははは	
業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第一号通所事業の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該一号通所事業の設備に関する基準を満たしているものとませる。	条第5項	該サービスの届出内容については、別紙様式によるものとする。 また、指定通所介護事業者は宿泊サービスの 届出内容に係る介護サービス情報を都道府県に 報告し、都道府県は情報公表制度を活用し宿泊 サービスの内容を公表することとする。	
みなすことができる。		指定通所介護事業者は届け出た宿泊サービスの内容に変更がある場合は、変更の事由が生じてから10日以内に指定権者に届け出るよう努めることとする。 また、宿泊サービスを休止又は廃止する場合は、その休止又は廃止の日の1月前までに指定権者に届け出るよう努めることとする。	

#### 第4節 運営に関する基準

#### 1. 内容及び手続の説明及び同意

- (1) 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第106条に規定する運営規程の概要、通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について文書による利用申込者の同意を得なければならない。
- (2) 指定通所介護事業者は、利用申込者 又はその家族からの申出があった付には、前項の規定によるところにより、 当該利用申込者又はその家族の承に承 得て、当該文書に記すべき重要事法その で定めるところに承 得て、当該文書に記すべき重要事法その 他の情報通信の技術を利用する方法条 において「電磁的方法」という。)に おり提供することができる。この場 において、当該指定通所介護事業者 は、当該文書を交付したものとみなす。

#### 条例第112 条(第8条第 1項準用)

#### (2) 内容及び手続の説明及び同意

指定通所介護事業者は、利用者に対し適切な 指定通所介護を提供するため、その提供の開始 に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族 に対し、当該指定通所介護事業所の運営規程の 概要、通所介護従業者の勤務体制、事故発生時 の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの 第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した 直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価 結果の開示状況)等の利用申込者がサービスを 選択するために必要な重要事項について、わか

条例第112 条(第8条第 2項準用)

条例・規則		 適否
1 条例第112条において準用する条例 第8条第2項の規則で定める方法は、 次の各号に掲げるいずれかの方法と する。	規則第20条 (第4条第1 項準用)	~- 1
一 電子情報処理組織(指定通所介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電子通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法のうちア又はイに掲げる方法		
ア 係は 第一次 に フ に フ に ア に ア に ア に ア に ア に ア に ア に ア		
2 前項に掲げる方法は、利用申込者 又はその家族がファイルへの記録を 出力することによる文書を作成する ことができるものでなければならな い。	規則第20条 (第4条第2 項準用)	
(3) 指定通所介護事業者は、前項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。一前項の規則で定める方法のうち指定通所介護事業者が使用するものニーファイルへの記録の方式	条例第112 条(第8条第 3項準用)	

条例・規則		国解釈通知	適否
(4) 前項の規定による承諾を得た指定通 所介護事業者は、当該利用申込者又は その家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨 の申出があったときは、第1項に規定 者又はその家族に対し、第1項に規定 する重要事項な提供を電磁的方法に よってしてはらない。ただし、当該 利用による承諾をした場合は、この限 りでない。	条例第112 条(第8条第 4項準用)		
2. 提供拒否の禁止			
指定通所介護事業者は、正当な理由なく 指定通所介護の提供を拒んではならない。	条例第112 条(第9条準 用)	(3) 提供拒否の禁止 居宅基準第9条は、指定通所介護事業者は、原則として、利用申込に対しては応じなければならないことを規定したものであり、特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。〔中略〕提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、①当該事業所の現員からは利用申込とに該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定通所介護を提供することが困難な場合である。	適・否

#### 3. サービス提供困難時の対応

条例第112 条(第10条 準用)

条例第112

条(第11条

第1項準用)

(4) サービス提供困難時の対応

指定通所介護事業者は、居宅基準第9条の正当な理由により、利用申込者に対し自ら適切な指定通所介護を提供することが困難であると認めた場合には、居宅基準第10条の規定により、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定通所介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないものである。

適・ ご

### 4. 受給資格等の確認

(1) 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定(法第19条第1項に規定する要介護認定をいう。以下同じ。)の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

(5) 受給資格等の確認

① 居宅基準第11条第1項は、指定通所介護の利用に係る費用につき保険給付を受けることができるのは、要介護認定を受けている被保険者に限られるものであることを踏まえ、指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならないこととしたものである。

**適・** 否

条例・規則		国解釈通知	適否
(2) 指定通所介護事業者は、前項の被保 険者証に、法第73条第2項に規定する 認定審査会意見が記載されているとき は、当該認定審査会意見に配慮して、 指定通所介護を提供するように努めな ければならない。	条例第112 条(第11条 第2項準用)	② 同条第2項は、利用者の被保険者証 に、指定居宅サービスの適切かつ有効 な利用等に関し当該被保険者が留意す べき事項に係る認定審査会意見が記載 されているときは、指定通所介護事業 者は、これに配慮して指定通所介護を 提供するように努めるべきことを規定 したものである。	
5. 要介護認定の申請に係る援助			
(1) 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。	条例第112 条(第12条 第1項準用)	(6) 要介護認定の申請に係る援助 ① 居宅基準第12条第1項は、要介護認定の申請がなされていれば、要介護認定の効力が申請時に遡ることにより、指定通所介護の利用に係る費略まえ、指定通所介護となり得ることを踏まえが設合になり得るには、利用申と確認にで行われているかどうかを確認しに持われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当前が行われるよう必要な援助を行われならないこととしたものである。	適・否
(2) 指定通所介護事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。	条例第112 条(第12条 第2項準用)	② 同条第2項は、要介護認定を継続し、継続して保険給付を受けるをかには要介護更新認定を受ける必めら30日以内に行われることとであることとであることとであることとがあることを強調を行われることとは、事の場合では、要介護認定の場合であるときは、要介護認定の有効期間が終了する30日にはなされるよう、必要な援助を行わなければならないこととしたものである。	

## 6. 心身の状況等の把握

▲ 指定通所介護事業者は、指定通所介護の	条例第112		適	· 否
提供に当たっては、利用者に係る居宅介護	条(第13条			
支援事業者が開催するサービス担当者会議	準用)			
(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運				
営に関する基準(平成11年厚生省令第38				
号。以下「指定居宅介護支援等基準」とい				
う。) 第13条第9号に規定するサービス担				
当者会議をいう。以下同じ。)等を通じ				
て、利用者の心身の状況、その置かれてい				
る環境、他の保健医療サービス又は福祉				
サービスの利用状況等の把握に努めなけれ				
ばならない。				

条例・規則	国解釈通知	適否
-------	-------	----

#### 7. 居宅介護支援事業者等との連携

(1) 指定通所介護事業者は、指定通所介 護を提供するに当たっては、居宅介護 支援事業者その他保健医療サービス又 は福祉サービスを提供する者との密接 な連携に努めなければならない。

(2) 指定通所介護事業者は、指定通所介 護の提供の終了に際しては、利用者又 はその家族に対して適切な指導を行う とともに、当該利用者に係る居宅介護 支援事業者に対する情報の提供及び保 健医療サービス又は福祉サービスを提 供する者(以下「居宅介護支援事業所 等」という。) との密接な連携に努め

なければならない。

条例第112 条(第14条 第1項準用)

条例第112 条(第14条 第2項準用) 適・否

#### 8. 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助

指定通所介護事業者は、指定通所介護の 条例第112 提供の開始に際し、利用申込者が介護保険 法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以 下「省令」という。)第64条各号のいずれ にも該当しないときは、当該利用申込者又 はその家族に対し、居宅サービス計画(法 8条第23項に規定する居宅サービス計画を いう。以下同じ。)の作成を居宅介護支援 事業者に依頼する旨を市町村に対して届け 出ること等により、指定通所介護の提供を 法定代理受領サービスとして受けることが できる旨を説明すること、居宅介護支援事 業者に関する情報を提供することその他の 法定代理受領サービスを行うために必要な 援助を行わなければならない。

条(第15条 準用)

(7) 法定代理受領サービスの提供を受け るための援助

居宅基準第15条は、介護保険法施行規則第64 条第1号イ又は口に該当する利用者は、指定通 所介護の提供を法定代理受領サービスとして受 けることができることを踏まえ、指定通所介護 事業者は、施行規則第64条第1号イ又は口に該 当しない利用申込者又はその家族に対し、指定 通所介護の提供を法定代理受領サービスとして 受けるための要件の説明、居宅介護支援事業者 に関する情報提供その他の法定代理受領サービ

スを行うために必要な援助を行わなければなら

ないこととしたものである。

適・否

#### 9. 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供

指定通所介護事業者は、居宅サービス計 画(省令第64条第1号ハ及びニに規定する計 画を含む。以下同じ。)が作成されている 場合は、当該計画に沿った指定通所介護を 提供しなければならない。

条例第112 | ※ 条(第16条 準用)

「施行規則第64条第1号イ又は口に該当 する利用者」とは、①居宅介護支援事業 者に居宅サービス計画の作成を依頼する ことをあらかじめ市町村に届け出て、② その居宅サービス計画に基づく指定居宅 サービスを受ける利用者のことをいう。 このとき、居宅介護支援は、指定事業者 (第一号イ) のほか、基準該当事業者 (第1号ロ) も含む。

適・否

#### 10. 居宅サービス計画等の変更の援助

指定通所介護事業者は、利用者が居宅 サービス計画の変更を希望する場合は、当 該利用者に係る居宅介護支援事業者への連 絡その他の必要な援助を行わなければなら ない。

条例第112 条(第17条 準用)

(8) 居宅サービス計画等の変更の援助

居宅基準第17条は、指定通所介護を法定代理 受領サービスとして提供するためには当該指定 通所介護が居宅サービス計画に位置付けられて いる必要があることを踏まえ、指定通所介護事 業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希 望する場合(利用者の状態の変化等により追加 的なサービスが必要となり、当該サービスを法 定代理受領サービスとして行う等のために居宅 サービス計画の変更が必要となった場合で、指

条例・規則	国解釈通知	適否
	定通所介護事業者からの当該変更の必要性の調に対し利用者が同意する場合を含む。)は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを追加する場合に付理受領サービスとして利用する場合に反対限度額の範囲内で居宅サービス計画を変する必要がある旨の説明その他の必要な援助で行わなければならないこととしたものである。	

#### 11. サービスの提供の記録

(1) 指定通所介護事業者は、指定通所介護を提供した際には、当該指定通所介護の提供日及び内容、当該指定通所介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

条例第112 条(第19条 第1項準用)

#### (10) サービスの提供の記録

適・否

(2) 指定通所介護事業者は、指定通所介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供し

条例第112 条(第19条 第2項準用) ビス事業者が、その時点での支給限度 額の残額やサービスの利用状況を把握 できるようにするために、指定通所介 護事業者は、指定通所介護を提供した 際には、当該指定通所介護の提供日、 内容〔中略〕、保険給付の額その他必 要な事項を、利用者の居宅サービス計 画の書面又はサービス利用票等に記載 しなければならないこととしたもので ある。

① 居宅基準第19条は、利用者及びサー

② 同条第2項は、当該指定通所介護の提供 日、提供した具体的なサービスの内容、 利用者の心身の状況その他必要な事項を 記録するとともに、サービス事業者間の 密接な連携等を図るため、利用者からの 申出があった場合には、文書の交付その 他適切な方法により、その情報を利用者 に対して提供しなければならないことと したものである。 また 「その他適切な方法」とは 例

また、「その他適切な方法」とは、例 えば、利用者の用意する手帳等に記載す るなどの方法である。

#### 12. 利用料等の受領

なければならない。

(1) 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定通所介護を提供したときは、その利用者から利用料の一部として、当該指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定通所介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

#### 条例第102 (1) 利用料等の受領 条第1項 ① 居宅基準第96

- ① 居宅基準第96条第1項、第2項及び第5項の規定は、指定訪問介護に係る第20条第1項、第2項及び第4項の規定と同趣旨であるため、第3の一〔訪問介護〕の3の(11)の①、②及び④を参照されたい。
- ※ 第3の一の3の(11)より
  - ① 居宅基準第96条第1項は、指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスとして提供される指定通所介護についての利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の1割、2割又は3割(法第50条若しくは第60条又は第69条第5項の規定の適用により保険給付の率が9割、8割又は7割でない場合については、それに応じた割合)の支払を受けなければならないことを規定したものである。

条例・規則		国解釈通知	適否
(2) 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護を提供したときにその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。	条例第102条第2項	② 同条第2項は、利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない指定通所介護を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである指定通所介護に係る費用の額の間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないこととしたものである。	
		なお、そもそも介護保険給付の対象 となる指定通所の対象では、といる となる方法にあり別の料金設定を のような方法により別の料金設定を でのような方法に、 一でスに、当該事業が指定、 当該事業でありの対象となる では、当該事業でありの対象となる では、当該事業でありの対象となる。 では、当該事業の目的、運営方針、利用 とは別に定められていること。 に、当該事業の目が、でした。 に、当該事業の目が、でした。 に、当該事業の目がであること。 に、当該事業の目がであること。 に、当該事業のの対象とは、 の、、運営方針、利用 とのようにであること。 に、当該事業ののは、 の、 は別に定められていること。	
(3) 指定通所介護事業者は、前2項の支 払を受ける額のほか、規則で定める費 用の額の支払を利用者から受けること ができる。	条例第102 条第3項	② 居宅基準第96条第3項は、指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供に関して、イ 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用	
1 条例第102条第3項の規則で定める 費用は、次に掲げるものとする。  一 利用者の選定により通常の事業 の実施地域以外の地域に居住する 利用者に対して行う送迎に要する 費用  二 指定通所介護に通常要する時間 を超える指定通所介護であって利 用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護・サービス費用基準額を超える費用	規則第19条 第1項	表記域の介の地域の行う。 者指定通所介護迎に要する。 者指定通所介護通常で利い。 超速では、 超速では、 を指定通所のののには、 を指定通所ののでは、 を指定通所ののでは、 を指定通所のでは、 をでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	
三 食事の提供に要する費用 四 おむつ代 五 前各号に掲げるもののほか、指定通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 2 前項第三号に掲げる費用については、基準省令第96条第4項の厚生労	規則第19条 第2項	については、前2項の利用料のほかに利用者から支払を受けることができることとし、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。なお、ハの費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針(平成17年厚生労働省告示第419号。以下「指針」という。)の定めるところによるものとし、ホの費用の具体的な範囲については、別に通知するところによるものと	

条例・規則		国解釈通知	適否
(4) 指定通所介護事業者は、前項の費用 の額に係るサービスの提供に当たって は、あらかじめ、利用者又はその家族 に対し、当該サービスの内容及び費用 について説明を行い、利用者の同意を 得なければならない。	条例第102 条第4項	※ 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて(平成12年3月30日 老企第54号)  ※ 第3の一の3の(11)より ④ 同条第5項は、指定通所介護事業者は、第3項の費用の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対してその額等に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならないこととしたものである。	
13. 保険給付の請求のための証明書の交付			
指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。	条例第112 条(第21条 準用)	(12) 保険給付の請求のための証明書の交付 交付 居宅基準第21条は、利用者が市町村に対する 保険給付の請求を容易に行えるよう、指定通所 介護事業者は、法定代理受領サービスでない指 定通所介護に係る利用料の支払を受けた場合 は、提供した指定通所介護の内容、費用の額そ の他利用者が保険給付を請求する上で必要と認 められる事項を記載したサービス提供証明書を 利用者に対して交付しなければならないことと したものである。	適・否
14. 指定通所介護の基本取扱方針			
(1) 指定通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。 (2) 指定通所介護事業者は、自らその提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	条例第103 条第1項 条例第103 条第2項	(2) 指定通所介護の基本取扱方針及び具体的取扱方針 体的取扱方針 指定通所介護の基本取扱方針及び具体的取扱 方針については、居宅基準第97条及び第98条の 定めるところによるほか、次の点に留意するも のとする。 ① 指定通所介護は、個々の利用者に応じ て作成された通所介護計画に基づいて行 われるものであるが、グループごとに サービス提供が行われることを妨げるも のではないこと。	適・否

## 15. 指定通所介護の具体的取扱方針

指定通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。	条例第104 条	<ul><li>(2) 指定通所介護の基本取扱方針及び具</li><li>体的取扱方針</li></ul>	適	· 否	
一 指定通所介護の提供に当たっては、 次条第1項に規定する通所介護計画に 基づき、利用者の機能訓練及びその者 が日常生活を営むことができるよう心 要な援助を行うこと。					
二 通所介護従業者は、指定通所介護の 提供に当たっては、懇切丁寧に行うこ とを旨とし、利用者又はその家族に対 し、サービスの提供方法等について、 理解しやすいように説明を行うこと。		② 居宅基準第98条第2号で定める「サービスの提供方法等」とは、通所介護計画の目標及び内容や利用日の行事及び日課等も含むものであること。			

条例・規則	国解釈通知	適否
三 指定通所介護の提供に当たっては、 介護技術の進歩に対応し、適切な介護 技術をもってサービスの提供を行うこ と。	③ 認知症の状態にある要介護者で、他の 要介護者と同じグループとして、指定通 所介護を提供することが困難な場合に は、必要に応じグループを分けて対応す ること。	
四 指定通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症(法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えること。	④ 指定通所介護は、事業所内でサービスを提供することが原則であるが、次に掲げる条件を満たす場合においては、事業所の屋外でサービスを提供することができるものであること。 イ あらかじめ通所介護計画に位置付けられていること ロ 効果的な機能訓練等のサービスが提供できること	

## 16. 通所介護計画の作成

10. 旭別月暖町岡ツ汀円版				
(1) 指定通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成しなければならない。	条例第105 条第1項	(3) 通所介護計画の作成 ① 居宅基準第99条で定める通所介護計画については、介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画のとりまとめを行わせることが望ましい。	適・	否
(2) 通所介護計画は、既に居宅サービス 計画が作成されている場合は、当該居 宅サービス計画の内容に沿って作成し なければならない。	条例第105 条第2項	② 通所介護計画は、サービスの提供に 関わる従業者が共同して個々の利用者 ごとに作成するものである。		
(3) 指定通所介護事業所の管理者は、通 所介護計画の作成に当たっては、その 内容について利用者又はその家族に対 して説明し、利用者の同意を得なけれ ばならない。	条例第105 条第3項	③ 通所介護計画は、居宅サービス計画に沿って作成されなければならないこととしたものである。  なお、通所介護計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該通所介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。		
(4) 指定通所介護事業所の管理者は、通 所介護計画を作成した際には、当該通 所介護計画を利用者に交付しなければ ならない。	条例第105 条第4項	④ 通所介護計画は利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、		
(5) 通所介護従業者は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行わなければならない。	条第5項	指定通所介護事業所の管理者は、通所 介護計画の作成に当たっては、その内 容等を説明した上で利用者の同意を得 なければならず、また、当該通所介護 計画を利用者に交付しなければならな い。		

条例・規則	国解釈通知	適否
	(5) 面が表表のでは、 (5) 面が表表のでは、 (6) をでいます。 (6) を表表のでは、 (6) を表表のでは、 (6) では、 (6) では、 (7) では、	
17 利田者に関する市町村への通知		

#### 17. 利用者に関する市町村への通知

指定通所介護事業者は、指定通所介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- 一 正当な理由なしに指定通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正な行為によって保険 給付を受け、又は受けようとしたと き。

条例第112 条(第26条 準用)

準用)

(15) 利用者に関する市町村への通知 民宅基準第26条は 偽りその他不正

居宅基準第26条は、偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態又はその原因となった事故を生じさせるなどした者については、市町村が、法第22条第1項に基づく既に支払った保険給付の徴収又は法第64条に基づく保険給付の制限を行うことができることに鑑み、指定通所介護事業者が、その利用を限し、保険給付の適正化の観点から市町村に通知しなければならない事由を列記したものである。

適・否

#### 18. 緊急時等の対応

通所介護従業者は、現に指定通所介護の 提供を行っているときに利用者に病状の急 変が生じた場合その他必要な場合は、速や かに主治の医師への連絡を行う等の必要な 措置を講じなければならない。 条例第112 (16) **緊急時等の対応** 条(第27条 居宅基準第27条は、

居宅基準第27条は、通所介護従業者が現に指定通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治の医師(以下「主治医」という。)への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならないこととしたものである。

条例 • 規則 国解釈通知 適否

#### 19. 管理者の責務

(1) 指定通所介護事業所の管理者は、指 定通所介護事業所の従業者の管理及び 指定通所介護の利用の申込みに係る調 整、業務の実施状況の把握その他の管 理を一元的に行うものとする。

(2) 指定通所介護事業所の管理者は、当 該指定通所介護事業所の従業者に「運 営に関する基準」の規定を遵守させる ため必要な指揮命令を行うものとす る。

条(第55条 第1項準 用)

条例第112 第2項準 用)

#### 条例第112 **(4) 管理者の責務**

居宅基準第52条は、指定通所護事業所の管理 者の責務を、指定通所介護事業所の従業者の管 理及び指定通所介護の利用の申込みに係る調 整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元 |的に行うとともに、当該指定通所介護事業所の 条 (第55条 従業者に居宅基準の第7章第4節の規定を遵守さ せるため必要な指揮命令を行うこととしたもの である。 **※** 

「この節の規定」とは、通所介護の運営に

適・否

#### 20. 運営規程

指定通所介護事業者は、指定通所介護事 | 条例第106 業所ごとに、次に掲げる事業の運営につい条 ての重要事項に関する規程(以下この章 (第5節を除く。)において「運営規程」と いう。)を定めておかなければならない。

- 事業の目的及び運営の方針
- 従業者の職種、員数及び職務の内容 営業日、営業時間及びサービスの提 供時間
- 四 指定通所介護の利用定員(当該指定 通所介護事業所において同時に指定通 所介護の提供を受けることができる利 用者の数の上限をいう。以下この節に おいて同じ。)
- 五 指定通所介護の内容及び利用料その 他の費用の額
- 六 通常の事業の実施地域
- サービス利用に当たっての留意事項 七
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 虐待の防止のための措置に関する事 項
- +-その他運営に関する重要事項

「虐待の防止のための措置に関する事 項」の規定は、令和6年3月31日まで努力義 務(令和6年4月1日から義務化)。(令和3 年条例第17号附則)

### (4) 運営規程

居宅基準第100条は、指定通所介護の事業の 適正な運営及び利用者に対する適切な指定通所 介護の提供を確保するため、同条第1号から第 11号までに掲げる事項を内容とする規程を定め ることを指定通所介護事業所ごとに義務づけた ものであるが、特に次の点に留意するものとす

① 営業日及び営業時間(第三号) 指定通所介護の営業日及び営業時間を 記載すること。

なお、8時間以上9時間未満の通所介護 の前後に連続して延長サービスを行う指 定通所介護事業所にあっては、サービス 提供時間とは別に当該延長サービスを行 う時間を運営規程に明記すること。

例えば、提供時間帯 (9時間) の前に連 続して1時間、後に連続して2時間、合計3 時間の延長サービスを行う指定通所介護 事業所にあっては、当該指定通所介護事 業所の営業時間は12時間であるが、運営 規程には、提供時間帯9時間、延長サービ スを行う時間3時間とそれぞれ記載するも のとすること。

- ② 指定通所介護の利用定員(第四号) 利用定員とは、当該指定通所介護事業 所において同時に指定通所介護の提供を 受けることができる利用者の数の上限を いうものであること。
- ③ 指定通所介護の内容及び利用料その他 の費用の額(第5号)

「指定通所介護の内容」については、 入浴、食事の有無等のサービスの内容を 指すものであること。

④ サービス利用に当たっての留意事項 (第七号)

利用者が指定通所介護の提供を受ける 際に、利用者側が留意すべき事項(機能 訓練室を利用する際の注意事項等)を指 すものであること。

条例・規則	国解釈通知	適否
	⑤ 非常災害対策 (第九号) (7)の非常災害に関する具体的計画を指 すものであること。	
	※ 第3の1の3の(19)より 〔略〕なお、同一事業者が同一敷地内にある事業所において、複数のサービス種類について事業者指定を受け、それらの事業を一体的に行う場合においては、運営規程を一体的に作成することも差し支えない〔略〕。	
	① 従業者の職種、員数及び職務の内容 (第2号) 従業者の「員数」は日々変わりうるも のであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、居宅基 準第5条において置くべきとされている 員数を満たす範囲において、「○人以 上」と記載することも差し支えない(居 宅基準第8条に規定する重要事項を記し た文書に記載する場合についても、同様 とする。)	
	② 〔略〕	
	③ 利用料その他の費用の額(第五号) 「利用料」としては、法定代理受領 サービスである指定通所介護に係る利用 料(1割負担、2割負担又は3割負担)及び 法定代理受領サービスでない指定通所介 護の利用料を、「その他の費用の額」と しては、居宅基準第96条第3項により徴収 が認められている費用の額及び必要に応 じてその他のサービスに係る費用の額を 規定するものであること〔略〕。	
	④ 通常の事業の実施地域(第六号) 通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとすること。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではないものであること「略」。	
	⑤ 虐待の防止のための措置に関する事項(第7号) (31)の虐待の防止に係る、組織内の体制(責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等)や虐待又は虐待が疑われる事案(以下「虐待等」という。)が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。	

		Τ	
条例・規則		国解釈通知	適否
(1) 指定通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定通所介護を提供できるよう、指定通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。	条例第107条第1項	(5) 勤務体制の確保等 居宅基準第101条は、利用者に対する適切な 指定通所介護の提供を確保するため、職員の勤 務体制等について規定したものであるが、この ほか次の点に留意するものとする。 ① 指定通所介護事業所ごとに、原則と して月ごとの勤務表を作成し、通所介 護従業者の日々の勤務時間、常勤・非 常勤の別、専従の生活相談員、看護職 員、介護職員及び機能訓練指導員の配 置、管理者との兼務関係等を明確にす ること。	· 否
(2) 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、当該指定通所介護事業所の従業者によって指定通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	条例第107 条第2項	② 同条第2項は、原則として、当該指定 通所介護事業所の従業者たる通所介護 従業者によって指定通所介護を提供す るべきであるが、調理、洗濯等の利用 者の処遇に直接影響を及ぼさない業務 については、第三者への委託等を行う ことを認めるものであること。	
(3) 指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資何の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定通所介護事が、看護事所の通話と、主護師、介護を受ければならなのののでは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個	条例第107条第3項	③ 介とこの3の3 では、大きなとのというでは、大きなとのというでは、大きなとのの3の3であるためいとの3の3であるとこの3の3では、質すがあるには、質すがあるには、質すがあるには、質すがあるには、質すがあるには、質すがあるに、質が表別であるが、、質が表別であるが、、質が表別であるが、、質が表別であるが、、質が表別であるが、、質が表別であるが、、質が表別であるが、、質が表別であるが、、質が表別であるが、、質が表別であるが、、質が表別であるが、、質が表別であるが、、質が表別であるが、、質が表別であるが、、質が表別であるが、、、方のなど、は接の一般のでは、は接の一般のでは、は接の一般のでは、は接の一般のでは、は接の一般である。は、、が、ないのとはは接の一般では、一般である。は、、が、ないのでは、は、方が、ないのでは、は、方が、ないのでは、一般である。は、ないのでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	

条例・規則		国解釈通知	適否
(4) 指定通所介護事業者は、適切な指定、通例の提供を確保する観点動の提供を確保する観点動いて行われる性におり、は一個では一個では一個では一個では一個では一個では一個では一個では一個では一個で	条第107条	護者和野童 は の	

条例・規則	国解釈通知	適否
	事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起起する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての615 針(平成18年厚生労働省告示第615 号)及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。)において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。	
	a 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。 b 相談(苦情を含む。以下同じ。)にあり、これがは、過れば、	
	必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。	
	ための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する元年等の一部を改正する法律(令和元より請み替えられた労働施策の規定合的な推進並びに労働者の雇用の安定等第30条の2第1項の規定により、マスを主たる事業と対しているが5000万円以下の企業(医事業とを事業とは常年金が5000万円以下の企業)は、令和4年4月1日から義務とされての間は努力権のとなり、それまでの間は努力権のとなり、それまでの間は努力権のとなり、るが、必要な措置を講じるよう努められたい。	
	ロ 事業主が講じることが望ましい取組について パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②	

被害者への配慮のため取組(メンタルへルス不調への相談対、行為者に対して1人で対応ら取組(マーニュアルでからの実施等がしたのできる。 業権・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	条例・規則	国解釈通知	適否
and Niko Wandah Adam and a salah adam	23 类交继体制而《英字符	タルへルスには、 (等) を ( ) を (	

#### 22. 業務継続計画の策定等

- (1) 指定通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- (2) 指定通所介護事業者は、通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- (3) 指定通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
- ※ 業務継続計画の策定等は、令和6年3月 31日まで努力義務(令和6年4月1日から義 務化)。(令和3年条例第17号附則)

#### 

の2第1項準

条例第112

条(第31条

の2第2項準

条例第112

条(第31条

の2第3項準

用)

用)

用)

① 居宅基準第105条の規定により指定 通所介護の事業について準用される居 宅基準第30条の2は、指定通所介護者は、感染症や災害が発生した場合 にあっても、利用者が継続して指定通 所介護の提供を受けられるよう、業務 継続計画を策定するとともに、当該業 務継続計画に従い、通所介護従業者に 対して、必要な研修及び訓練(シミュ レーション)を実施しなければならな いこととしたものである。

なお、業務継続計画の策定、研修及 び訓練の実施については、居宅基準第 105条の規定により指定通所介護の事 業について準用される居宅基準第30条 の2に基づき事業所に実施が求められ るものであるが、他のサービス事業者 との連携等により行うことも差し支え ない。

また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが 求められることから、研修及び訓練の 実施にあたっては、全ての従業者が参 加できるようにすることが望ましい。 適・否

通所介護

条例・規則	国解釈通知	適否
	なお、今の高いない。 では、	

条例・規則		国解釈通知	適否
		また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。	
23. 定員の遵守			
指定通所介護事業者は、利用定員を超えて指定通所介護の提供を行ってはならない。 ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。	条例第108条		適・否
24. 非常災害対策			
(1) 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所の置かれた状況により、 火災、風水害、地震、津波その他の災害の態様ごとに非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。	条第1項	(7) 非常災害対策 ① 事常災害対策 ② 事務(第103条は、指定必通所介護体的 事務(第103条は、指定必通報所介護体的 事務(第103条は、指定必通報を 事務(第103条は、影響、 事務(第103条は、影響、 事務(第103条は、影響、 事務(第103条は、 事務(第103条は、 事務(第103条は、 事務(第103条は、 事務(第103条は、 事務(第103条は、 事務(第103条は、 事務(第103条は、 事務(第103条は、 事務(第103条を 事務(	適

(2) 指定通所介護事業者は、前項に規定 する訓練の実施に当たって、地域住民 の参加が得られるよう連携に努めなけ ればならない。 条例第109 条第2項 ② 同条第2項は、指定通所介護事業者が前項に規定する避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、そのためには、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。

あってはその者に行わせるものとす

また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定通所介護事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものと

する。

条例・規則		国解釈通知	適否
	7	訓練の実施に当たっては、消防関係 者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐ など、より実効性のあるものとするこ と。	

#### 25. 衛生管理等

- (1) 指定通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
- (2) 指定通所介護事業者は、当該指定通 所介護事業所において感染症が発生 し、又はまん延しないように、次の各 号に掲げる措置を講じなければならな い。
  - 一 当該指定通所介護事業所における 感染症の予防及びまん延の防止のた めの対策を検討する委員会(テレビ 電話装置等を活用して行うことがで きるものとする。)をおおむね六月 に一回以上開催するとともに、その 結果について、通所介護従業者に周 知徹底を図ること。
  - 二 当該指定通所介護事業所における 感染症の予防及びまん延の防止のた めの指針を整備すること。
  - 三 当該指定通所介護事業所において、通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること
- ※ 感染症の予防及びまん延の防止のための措置(委員会の開催等)は、令和6年3月31日まで努力義務(令和6年4月1日から義務化)。(令和3年条例第17号附則)

#### 条例第110 **(8) 衛生管理等** 条第1項 ① 居宅基準

条例第110

条第2項

- ① 居宅基準第104 条は、指定通所介護 事業所の必要最低限の衛生管理等につ いて規定したものであるが、このほ か、次の点に留意するものとする。
  - イ 指定通所介護事業者は、食中毒及 び感染症の発生を防止するための措 置等について、必要に応じて保健所 の助言、指導を求めるとともに、常 に密接な連携を保つこと。
  - ロ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。
  - ハ 空調設備等により施設内の適温の 確保に努めること。
- ② 同条第2項に規定する感染症が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次のイからハまでの取扱いとすること。各事項について、同項に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。

なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和3年改正省令附則第4条において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。

イ 感染症の予防及びまん延の防止の ための対策を検討する委員会

当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要である。

感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。

条例・規則	国解釈通知	適否
	感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことがで報保護を活用しての際、個人情報のとする。この際、「医療・護関係事業者における個人情報の、「医療情報を対けるのが、「医療情報を対ける」、安全管では、「大学をでは、「大学をでは、「大学をでは、「大学をできる。」が、「大学をできない。「大学をできないる。」が、「大学をできないる。「大学をできないる。「大学をは、「大学をできないる。「大学をは、「大学をできないる。「大学をできないる。「大学をは、「ない、「ない、「ない、「ない、「ない、「ない、「ない、「ない、「ない、「ない	
	ロ た当のでは、	

条例・規則		国解釈通知	適否
		また、平時などは 来生した場合を想定しきっとで、発生した場合を想定しきっとが必要である。 一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、	
26. 揭示	ļ		
(1) 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者の重要事項を掲示しなければならない。	条例第112条(第33条第1項準用)	(24) 掲示 ① 居宅基準第32条第1項は、指定通所介護事業者は、運営規程の概要、通所介護員等の勤務性、運営規程の概要、通所介護員等の制、基礎、工作、工作、工作、工作、工作、工作、工作、工作、工作、工作、工作、工作、工作、	適 ・ 否
(2) 指定通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。		② 同条第2項は、重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定通所介護事業所内に備え付けることで同条第1項の掲示に代えることができることを規定したものである。	

## 27. 秘密保持等

) 指定通所介護事業所の従業者は、正 当な理由がなく、その業務上知り得た 利用者又はその家族の秘密を漏らして はならない。	条例第112 条(第34条 第1項準用)	(25) 秘密保持等 ① 居宅基準第33条第1項は、指定通所介護事業所の通所介護従業者その他の従業者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務づけたものである。	i	•	否	
--	----------------------------	--	---	---	---	--

条例・規則		国解釈通知	適	否
(2) 指定通所介護事業者は、当該指定通 所介護事業所の従業者であった者が、 正当な理由がなく、その業務上知り得 た利用者又はその家族の秘密を漏らす ことがないよう、必要な措置を講じな ければならない。	条例第112 条(第34条 第2項準用)	② 同条第2項は、指定通所介護事業者に対して、過去に当該指定通所介護事業事業所の通所介護後輩者その他の従業者その知密を漏らすことを発力した。 といるのであり、 具体的に追所がながなが、 当該者ととは、当該者とのであり、 当該者をであり、 当該者をであり、 当該者をであり、 当時でなど、 当時では、 一時では、		
(3) 指定通所介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。	条例第112 条(第34条 第3項準用)	③ 同条第3項は、通所介護従業者がサービス担当者会議等において、課題分析情報等を通じて利用者の有する問題、介護支援専門員や他のサービスの担護支援専門員や他のサービスの担当書と共有するためには、指定通所介利護者は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必ず、知ることを規定したものであるが、利用者及びその家族から包括的な同意を得るびその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。		
28. 広告				
指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。	条例第112条(第35条 準用)		適•	否
29. 居宅介護支援事業者に対する利益供与の	禁止			
指定通所介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	条例第112条(第36条 準用)	(27) 居宅介護支援事業者に対する利益供 与の禁止 居宅基準第35条は、居宅介護支援の公正中立 性を確保するために、指定通所介護事業者は、 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利 用者に対して特定の事業者によるサービスを利 用させることの対償として、金品その他の財産 上の利益を供与してはならないこととしたもの である。	適•	否
30. 苦情処理	_			
(1) 指定通所介護事業者は、提供した指定通所介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	条例第112 条(第37条 第1項準用)	(28) 苦情処理 ① 居宅基準第36条第1項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等である。	<b>適</b> ・	否

条例・規則		国解釈通知	適否
(2) 指定通所介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。	条例第112 条(第37条 第2項準用)	② 同条第2項は、利用者及びその家族からの苦情に対し、指定通所介護事業者が組織として迅速かつ適切に対惑事業者が提供したサービスとは関係のな等を記録することを義務づけたものである。 また、指定通所介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。	
(3) 指定通所介護事業者は、提供した指定通所介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	条例第112 条(第37条 第3項準用)	③ 同条第3項は、介護保険法上、苦情処理に関する業務を行うことが位置付けられている国民健康保険団体連合会のみならず、住民に最も身近な行政庁であり、かつ、保険者である市町村が、サービスに関する苦情に対応する必要が生ずることから、市町村についても国民健康保険団体連合会と同様に、指定通所介護事業者に対する苦情に関する調査や指導、助言を行えることを運営基準上、明確にしたものである。	
(4) 指定通所介護事業者は、市町村から の求めがあった場合には、前項の改善 の内容を市町村に報告しなければなら ない。	条例第112 条(第37条 第4項準用)		
(5) 指定通所介護事業者は、提供した指定通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	条例第112 条(第37条 第5項準用)		
(6) 指定通所介護事業者は、国民健康保 険団体連合会からの求めがあった場合 には、前項の改善の内容を国民健康保 険団体連合会に報告しなければならな い。	条例第112 条(第37条 第6項準用)		
31.地域との連携等			
(1) 指定通所介護事業者は、その事業の 運営に当たっては、地域住民又はその		(9) 地域との連携等 ① 居宅基準第104条の2第1項は、指定	適・否

(1) 指定通所介護事業者は、その事業の 運営に当たっては、地域住民又はその 自発的な活動等との連携及び協力を行 う等の地域との交流に努めなければな らない。	条例第110条の2第1項	(9) 地域との連携等 ① 居宅基準第104条の2第1項は、指定通所介護の事業が地域に開かれた事業として行われるよう、指定通所介護事業者は、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこととしたものである。	適	•	否

条例・規則	国解釈通知	適否
(2) 指定通所介護事業者は、その事業の 運営に当たっては、提供した指定通所 介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。  (3) 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めなければならない。	項の趣旨に基づき、介護サービス相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものである。なお、「市町村が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。 3 同条第3項の規定は、指定訪問介護	

#### 32. 事故発生時の対応

- (1) 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- (2) 指定通所介護事業者は、前項の事故 の状況及び事故に際して採った処置に ついて記録しなければならない。
- (3) 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

#### 条例第110 **(10) 事故発生時の対応**

居宅基準第104条の3は、利用者が安心して指 定通所介護の提供を受けられるよう、事故発生 時の速やかな対応を規定したものである。

指定通所介護事業者は、利用者に対する 指定通所介護の提供により事故が発生した場合 は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に 係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う 等の必要な措置を講じるべきこととするととも に、当該事故の状況及び事故に際して採った処 置について記録しなければならないこととした ものである。

条例第110 条の3第3項

条の3第1項

条例第110

条の3第2項

また、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。

条例・規則		国解釈通知	適否
(4) 指定通所介護事業者は、第101条第4 項の指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1 項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。	条例第110条の3第4項		

#### 33. 虐待の防止

指定通所介護事業者は、虐待の発生又は その再発を防止するため、次の各号に掲げ る措置を講じなければならない。

- 一 当該指定通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定通所介護事業所における虐 待の防止のための指針を整備するこ と。
- 三 当該指定通所介護事業所において、 通所介護従業者に対し、虐待の防止の ための研修を定期的に実施すること。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- ※ 虐待の防止に係る措置(委員会の開催等)は、令和6年3月31日まで努力義務(令和6年4月1日から義務化)。(令和3年条例第17号附則)

条例第112 条(第39条 の2進用)

#### (11)虐待の防止

居宅基準第105条の規定により指定通所介護の事業について準用される居宅基準第37条の2の規定については、訪問介護と同様であるので、第3の一の3の(31)を参照されたい。

※ 第3の一の3の(31)

居宅基準第37条の2は、虐待の防止に関する 事項について規定したものである。虐待は、法 の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高 齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性 が極めて高く、指定通所介護事業者は虐待の防 止のために必要な措置を講じなければならな い。

虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。)に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとする。

虐待の未然防止

指定通所介護事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、第3条の一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。

同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定 する養介護事業の従業者としての責務・適切な 対応等を正しく理解していることも重要であ る。

条例・規則 国解釈通知 適否

#### ・虐待等の早期発見

指定通所介護事業所の従業者は、虐待等又は セルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発 見しやすい立場にあることから、これらを早期 に発見できるよう、必要な措置(虐待等に対す る相談体制、市町村の通報窓口の周知等)がと られていることが望ましい。

また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。

#### ・虐待等への迅速かつ適切な対応

虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、指定通所介護事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。

以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。

なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和3年改正省令附則第2条において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。

#### ① 虐待の防止のための対策を検討する 委員会(第1号)

信待防止検討委員会は、虐待等の発生 虐待防止・早期発見に加え、虐待等が発生 した場合はその再発を確実に防止するた めの対策を検討する委員会であり、管成 者を含む幅広い職種で構成する。構成する。 構成する。 であり、に開催する。 とともに、定期的に開催することが必要 として積極的に活用することが望まし

一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。

なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。

また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

条例・規則	国 <del>佐</del> 双和 活 tn	海不
术[7]· MCRI	国解釈通知  虐待防止検討委員会は、具体的には、	適否
	次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果(事業再民行法は、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個で	
	ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること   ② 虐待の防止のための指針(第2号)   指定通所介護事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次の項目を認りるとする。 イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方ロの組織に関する事項の形型のでは、一次のに関する基本方針に関する事が発生した場合の対応方法に関する基本が発生した場合の相談・報告に関する事項を対した場合の相談・報告を制定の利用支援に関する事項を対する苦情解決方法に関する事項を対する当該指針の閲覧に関するの他に必要な事項   ③ 虐待の防止のための従業者に対する	
	(3) 暦符の氏のための従業者に対する 研修(第3号) 従業者に対する 情待の防止のための関連 を	

条例・規則		国解釈通知	適	否
		④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者(第4号) 指定通所介護事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。 当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。		
34. 会計の区分			-	
指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定 選所介護の事業の会計とその他の事業の会 計を区分しなければならない。	条例第112条(第40条 準用)	(32) 会計の区分 居宅基準第38条は、指定通所介護事業者は、 指定通所介護事業所ごとに経理を区分するとと もに、指定通所介護の事業の会計とその他の事 業の会計を区分しなければならないこととした ものであるが、具体的な会計処理の方法等につ いては、別に通知するところによるものである こと。 ※ 介護保険の給付対象事業における会計の区 分について(H13.3.28 老振発第18号) ※ 介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会 福祉法人会計基準の取扱いについて(H24.3.29 老高発0329第1号) ※ 指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等 の取扱いについて(H12.3.10老計第8号)	· 適	否
35. 記録の整備				
(1) 指定通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。	条例第111 条第1項	(12) 記録の整備	適 •	否
(2) 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。  一 通所介護計画 二 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 三 次条において準用する第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 四 次条において準用する第26条に規定する市町村への通知に係る記録五、次条において準用する第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録	条例第111条第2項	「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了(契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等)により一連のサービス提供が終了した日を指すものとする。		
第5節 共生型居宅サービスに関する基準 1. 共生型通所介護の基準				

通所介護

条例第112 **4 共生型通所介護に関する基準** 適 ・ 否 共生型通所介護は、指定障害福祉サービス等 基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業 者、指定障害福祉サービス等基準第156条第1

共生空通所介護は、指定障害福祉が一定表事業 基準第78条第1項に規定する指定生活介護事者 者、指定障害福祉サービス等基準第156条第1 項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業 者、指定障害福祉サービス等基準第166条第1 項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業 者、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業者、 員、設備及び運営に関する基準(平成24年 厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基プの人員、設備及び運営に関する基準(平成24年 厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基第 5条第1項に規定する指定通所支援基準第66条 第1項に規定する指定放課後等デスな指定通所支援事業者が、要介護者に対して提供する指定系事業者が、要介護者に対して提供する指言業者が、要介護者に対して提供する指言業者が、表別であること。

通所介護に係る共生型居宅サービス(以 下この条及び次条において、「共生型通所 介護」という。) の事業を行う指定生活介 護事業者(指定障害福祉サービス等基準条 例第80条第1項に規定する指定生活介護事 業者をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準 条例第143条第1項に規定する指定自立訓 練(機能訓練)事業者をいう。)、指定自 立訓練(生活訓練)事業者(指定障害福祉 サービス等基準条例第153条第1項に規定 する指定自立訓練(生活訓練)事業者をい う。)、指定児童発達支援事業者(福島県 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運 営に関する基準等を定める条例(平成24年 福島県条例第88号。以下「指定通所支援等 基準条例」という。)第6条第1項に規定 する指定児童発達支援事業者をいい、主と して重症心身障害児を通わせる事業所を除 く。) 及び指定放課後等デイサービス事業 者(指定通所支援等基準条例第67条第1 項に規定する指定放課後等デイサービス事 業者をいい、主として重症心身障害児を通 わせる事業所を除く。) が当該事業に関し て満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定生活介護事業所、指定自立訓練 (機能訓練)事業所、指定自立訓練 (生活訓練)事業所、指定児童発達支 援事業所又は指定放課後等デイサービ ス事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護の利用者及び共生型通所介護の利用者及び共生型通所介護の利用おける当該指定生活介護事業所等ついて必要とされる以上であること。

#### (1) 従業者の員数及び管理者

① 従業者

指定生活介護事業所、指定自立訓練 (機能訓練)事業所、指定自立訓練 (生活訓練)事業所、指定児童発達 援事業所又は指定放課後等デイマ 援事業所(以下この4において「指定 生活介護事業所等」という。)の従 生活介護事業所等」という。 利用者(要介護者)の数を含めて当該 指定生活介護事業所等の利用者の数と もした場合に、当該指定生活介護事業所 として必要とされる数以上であるこ

この場合において、指定生活介護事業所の従業者については、前年度の利用者の平均障害支援区分に基づき、必要数を配置することになっているが、その算出に当たっては、共生型通所介護を受ける利用者(要介護者)は障害支援区分5とみなして計算すること。

#### ② 管理者

指定通所介護の場合と同趣旨である ため、第3の六の1の(4)を参照さ れたい。

なお、共生型通所介護事業所の管理 者と指定生活介護事業所等の管理者を 兼務することは差し支えないこと。 条例・規則 国解釈通知 適否

二 共生型通所介護の利用者に対して適 切なサービスを提供するため、指定通 所介護事業所その他の関係施設から必 要な技術的支援を受けていること。

#### (2) 設備に関する基準

指定生活介護事業所等として満たすべき設備基準を満たしていれば足りるものであること。ただし、指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所の場合は、必要な設備等について要介護者が使用するものに適したものとするよう配慮すること。

なお、当該設備については、共生型 サービスは要介護者、障害者及び障害児 に同じ場所で同時に提供することを想定 していることから、要介護者、障害者又 は障害児がそれぞれ利用する設備を区切 る壁、家具、カーテンやパーティション 等の仕切りは、不要であること。

(3) 指定通所介護事業所その他の関係施設 から、指定生活介護事業所等が要介護者 の支援を行う上で、必要な技術的支援を 受けていること。

#### (4) 運営等に関する基準

居宅基準第105条の3の規定により、居宅基準第8条から第17条まで、第19条、第21条、第26条、第27条、第30条の2、第32条から第34条まで、第35条、第37条の2まで、第38条、第52条、第92条、第94条及び第95条第4項並びに第7章第4節(第105条を除く。)の規定は、共生型通所介護の事業について準用されるものであるため、第3の一の3の(2)から(8)まで(10)、(12)、(15)、(16)、(24)、(25)から(27)まで、(28)及び(32)、第3の二の3の(4)並びに第3の六の2の(5)及び3の(1)から(12)までを参照されたいこと。

この場合において、準用される居宅基準第100条第4号及び第102条の規定について、共生型通所介護の利用定員は、共生型通所介護の指定を受ける指定生活介護事業所等において同時にサービス提供を受けることができる利用者数の上限をいうものであること。

つまり、介護給付の対象となる利用者 (要介護者)の数と障害給付の対象とな る利用者(障害者及び障害児)の数との 合計数により、利用定員を定めること。

例えば、利用定員が20人という場合、 要介護者と障害者及び障害児とを合わせて20人という意味であり、利用日によって、要介護者が10人、障害者及び障害児が10人であっても、要介護者が5人、障害者及び障害児が15人であっても、差し支えないこと。

(5) その他の共生型サービスについて 訪問介護と同様であるので、第3の一 の4の(5)を参照されたいこと。

#### (6) その他の留意事項

多様な利用者に対して、一体的にサービスを提供する取組は、多様な利用者が共に活動することで、リハビリや自立・自己実現に良い効果を生むといった面が

条例・規則	国解釈通知	適否
	あることを踏まえ、共生型サービスは、 要介護者、障害者及び障害児に同じ場所 で同時に提供することを想定している。 このため、同じ場所において、サービ スを時間によって要介護者、障害者及び 障害児に分けて提供する場合(例えば、 午前中に要介護者に対して通所介護、午 後の放課後の時間に障害児に対して放課 後等デイサービスを提供する場合)は、 共生型サービスとしては認められないも のである。	

条例 • 規則 国解釈通知 適否

#### 第一章 総則

#### 1.趣旨

この条例は、介護保険法(平成九年法律 |条例第1条 |第一 基準の性格 第百二十三号。以下「法」という。)第四 十二条第一項第二号に規定する条例で定め る基準及び員数、法第七十二条の二第一項 第一号の条例で定める基準及び員数並びに 同項第二号に規定する指定居宅サービスの 事業の設備及び運営に関する基準並びに法 第七十四条第一項の条例で定める基準及び 同項の条例で定める員数並びに同条第二項 に規定する指定居宅サービスの事業の設備 及び運営に関する基準を定めるものとす

1 基準は、指定居宅サービスの事業がその目 的を達成するために必要な最低限度の基準を定 めたものであり、指定居宅サービス事業者は、 常にその事業の運営の向上に努めなければなら ないこと。  $2 \sim 4$  (略)

#### 第二 総論

#### 1 事業者指定の単位について

事業者の指定は、原則としてサービス提供の 拠点ごとに行うものとするが、地域の実情等を 踏まえ、サービス提供体制の面的な整備、効率 的な事業実施の観点から本体の事業所とは別に サービス提供等を行う出張所等であって、次の 要件を満たすものについては、一体的なサービ ス提供の単位として「事業所」に含めて指定す ることができる取扱いとする。なお、この取扱 いについては、同一法人にのみ認められる。

- ① 利用申込みに係る調整、サービス提供状 況の把握、職員に対する技術指導等が一 体的に行われること。
- ② 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に 管理されること。必要な場合に随時、主 たる事業所や他の出張所等との間で相互 支援が行える体制(例えば、当該出張所 等の従業者が急病等でサービスの提供が できなくなった場合に、主たる事業所か ら急遽代替要員を派遣できるような体 制)にあること。
- ③ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的 な対応ができる体制にあること。
- ④ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時 間、利用料等を定める同一の運営規程が 定められること。
- ⑤ 人事、給与・福利厚生等の勤務条件等に よる職員管理が一元的に行われること。 なお、サテライト型指定看護小規模多 機能型居宅介護事業所の本体事業所が訪 問看護事業所として指定を受けている場 合であって、当該サテライト指定看護小 規模多機能型居宅介護事業所が指定訪問 看護を行うものとして①~⑤を満たす場 合には、本体事業所の指定訪問看護事業 所に含めて指定できるものであること。

#### 2. 定義

条例・規則 国解釈通知 適否

この条例において、次の各号に掲げる用 条例第2条 語の意義は、当該各号に定めるところによ る。

- 一 居宅サービス事業者 法第八条第一項に規定する居宅サービス事業を行う者をいう。
- 二 指定居宅サービス事業者 法第四十 一条第一項に規定する指定居宅サービス 事業者をいう。
- 三 指定居宅サービス 法第四十一条第 一項に規定する指定居宅サービスをい う。

四 利用料 法第四十一条第一項に規定する居宅介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。

五 居宅介護サービス費用基準額 法第四十一条第四項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。)をいう。

六 法定代理受領サービス 法第四十一 条第六項の規定により居宅介護サービス 費が利用者に代わり当該指定居宅サービ ス事業者に支払われる場合の当該居宅介 護サービス費に係る指定居宅サービスを いう。

七 基準該当居宅サービス 法第四十二 条第一項第二号に規定する基準該当居宅 サービスをいう。

八 共生型居宅サービス 法第七十二条 の二第一項の申請に係る法第四十一条第 一項本文の指定を受けた者による指定居 宅サービスをいう。

#### 2 用語の定義

基準第2条において、一定の用語についてその定義を明らかにしているところであるが、以下は、同条に定義が置かれている用語について、その意味をより明確なものとするとともに、基準中に用いられている用語であって、定義規定が置かれていないものの意味を明らかにするものである。

#### (1) 「常勤換算方法」

当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間を基本とする。)で除することにより、当該事業所の治業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方数をいうものである。この場合の勤務延時間が表をいうものである。この場合の勤務延時間が表をいうものである。この場合の事業の明治に係る事業の明治に係る事業の明治に係る事業の明治にで数であり、例えば事業所が訪問介護と訪問看護の事業が計算を表する場合である場合である場合である場合である場合である場合である。

ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条第1項に規定する措置(以下「母性健康管理措置」という。)又は育児、業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働、業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働、下「育児・介護休業法」という。)第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。)が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする。

#### (2) 「勤務延時間数」

動務表上、当該事業に係るサービスの提供に 従事する時間又は当該事業に係るサービスの提 供のための準備等を行う時間(待機の時間を含 む。)として明確に位置付けられている時間の 合計数とする。なお、従業者一人につき、勤務 延時間数に算入することができる時間数は、当 該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤 務時間数を上限とすること。 条例・規則 国解釈通知 適否

#### (3) 「常勤」

当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)に達していることをいうものでえる。ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。

同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。例えば、1の事業者によって行われる指定訪問介護事業所と指定居宅介護支援事業所の管理者と指定居宅介護支援事業所の管理者と指定居宅介護支援事業所の管理者と指定居宅介護支援事業所の管理者と指定居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。

また、人員基準において常勤要件が設けられ ている場合、従事者が労働基準法(昭和22年法 律第49号) 第65条に規定する休業(以下「産前 産後休業」という。)、母性健康管理措置、育 児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休 業(以下「育児休業」という。)、同条第2号 に規定する介護休業(以下「介護休業」とい う。)、同法第23条第2項の育児休業に関する 制度に準ずる措置又は同法第24条第1項(第2 号に係る部分に限る。)の規定により同項第2 号に規定する育児休業に関する制度に準じて講 ずる措置による休業(以下「育児休業に準ずる 休業」という。)を取得中の期間において、当 該人員基準において求められる資質を有する複 数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換 算することにより、人員基準を満たすことが可 能であることとする。

#### (4) 「専ら従事する」「専ら提供に当たる」

原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯は、当該従業者の当該事業所における勤務時間(指定通所介護及び指定通所リハビリテーションについては、サービスの単位ごとの提供時間)をいうものであり、当該従業者の常勤・非及び指定通所リハビリテーションについては、が指定通所のは、ただし、指定通所介は、であいじめ計画された勤務表に従って、サービスがおいじめ計画された動務表に従って、サービスは、それぞれのサービス提供時間を過じて当該サービス以外の職務に従事しないことをもって足りるものである。

また、指定通所リハビリテーション(1時間 以上2時間未満に限る。)又は指定介護予防通 所リハビリテーションが、保険医療機関におい て医療保険の脳血管疾患等リハビリテーション 料、廃用症候群リハビリテーション料、運動器 リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテー ション料のいずれかを算定すべきリハビリテー ションが同じ訓練室で実施されている場合に限 り、専ら当該指定通所リハビリテーション又は 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に 当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 は、医療保険の脳血管疾患等リハビリテーショ ン料、廃用症候群リハビリテーション料、運動 器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリ テーション料のいずれかを算定すべきリハビリ テーションに従事して差し支えない。ただし、 当該従事者が指定通所リハビリテーション又は 指定介護予防通所リハビリテーションに従事し ていない時間帯については、基準第111条第1 項第2号又は第2項の従事者の員数及び厚生労 働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示 第95号) の第24号の3の従業者の合計数に含め ない。

#### (5) 「前年度の平均値」

基準第121条第3項(指定短期入所生活介護 に係る生活相談員、介護職員又は看護職員の員 数を算定する場合の利用者の数の算定方法)、 第142条第3項(老人性認知症疾患療養病棟を有 する病院であって介護療養型医療施設でない指 定短期入所療養介護事業所における看護職員又 は介護職員の員数を算定する場合の入院患者の 数の算定方法)及び第175条第3項(指定特定施設 における生活相談員、看護職員若しくは介護職 員の人員並びに計画作成担当者の人員の標準を 算定する場合の利用者の数の算定方法)におけ る「前年度の平均値」は、当該年度の前年度 (毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わ る年度とする。以下同じ。)の平均を用いる。 この場合、利用者数等の平均は、前年度の全利 用者等の延数を当該前年度の日数で除して得た 数とする。この平均利用者数等の算定に当たっ ては、小数点第2位以下を切り上げるものとす る。

② 新たに事業を開始し、若しくは再開し、又 は増床した事業者又は施設においては、新設又 は増床分のベッドに関しては、前年度において 1年未満の実績しかない場合(前年度の実績が全 くない場合を含む。)の利用者数等は、新設又 は増床の時点から6月未満の間は、便宜上、 ベッド数の90%を利用者数等とし、新設又は増 床の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6 月における全利用者等の延数を6月間の日数で 除して得た数とし、新設又は増床の時点から1 年以上経過している場合は、直近1年間におけ る全利用者等の延数を1年間の日数で除して得 た数とする。また、減床の場合には、減床後の 実績が3月以上あるときは、減床後の利用者数 等の延数を延日数で除して得た数とする。ただ し、短期入所生活介護及び特定施設入所者生活 介護については、これらにより難い合理的な理 由がある場合には、他の適切な方法により利用 者数を推定するものとする。

条例・規則 国解釈通知 適否

#### 3 指定居宅サービスと指定介護予防サービス 等の一体的運営等について

指定居宅サービス又は基準該当居宅サービス に該当する各事業を行う者が、指定介護予防 サービス等又は基準該当介護予防サービス等 該当する各事業者の指定を併せて受け、かつ、 指定居宅サービス又は基準該当居宅サービスの 各事業と指定介護予防サービス等又は基準 育護予防サービス等の各事業とが同じ事業所 一体的に運営されている場合については、、、 予防における各基準を満たすことによって りであるとみなすこととされたが、その 意義は次のとおりである。

例えば、訪問介護においては、指定居宅サービスにおいても、第一号訪問事業(指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。以下同じ。)においても、訪問介護員等を常勤換算方法で2.5人以上配置しなければならないとされているが、同じ事業所で一体的に運営している場合には、合わせて常勤換算方法で5人以上を置かなければならないという趣旨ではなく、常勤換算方法で2.5人以上配置していることで、指定居宅サービスに該基準を満たすこととするという趣旨である。

設備、備品についても同様であり、例えば、定員30人の指定通所介護事業所においては、機能訓練室の広さは30人×3㎡=90㎡を確保する必要があるが、この30人に第一号通所事業(指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。以下同じ。)の利用者も含めて通算することにより、要介護者15人、要支援者15人であっても、あるいは要介護者20人、要支援者10人の場合であっても、合計で90㎡が確保されていれば、基準を満たすこととするという趣旨である。

要するに、人員についても、設備、備品についても、同一の事業所で一体的に運営する場合にあっては、例えば、従前から、指定居宅サービス事業を行っている者が、従来通りの体制を確保していれば、指定介護予防サービスの基準も同時に満たしていると見なすことができるという趣旨である。

なお、居宅サービスと介護予防サービスを同一の拠点において運営されている場合であっても、完全に体制を分離して行われており一体的に運営されているとは評価されない場合にあっては、人員についても設備、備品についてもそれぞれが独立して基準を満たす必要があるので留意されたい。

また、例えば、指定居宅サービスと緩和した 基準による第一号訪問事業等を一体的に運営す る場合には、緩和した基準による第一号訪問事 業等については、市町村がサービス内容等に応 じて基準を定められるが、例えば、サービス提 供責任者であれば、要介護者数で介護給付の基 準を満たす必要があるので留意されたい。

条例・規則		国解釈通知	適否
3. 指定居宅サービスの事業の一般原則			
(1) 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。			
(2) 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。	条例第3条 第2項		
(3) 指定居宅サービス事業者は、利用者の 人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な 体制の整備を行うとともに、その従業者に 対し、研修を実施する等の措置を講じなけ ればならない。	条例第3条 第3項	※第3の一 3 運営に関する基準 (1) 介護保険等関連情報の活用とPDCAサイクルの推進について 居宅基準第3条第4項は、指定居宅サービスの提供に当たっては、法第118条の2第1項に 規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業 所単位でPDCAサイクルを構築・推進するこ	
(4) 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。	条例第3条 第4項	とにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととしたものである。 この場合において、「科学的介護情報システム(LIFE:Long- termcareInformationsystemForEvidence)」に 情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましい(この点について は、以下の他のサービス種類についても同様と する。)。	

条例 • 規則 国解釈通知 適否

#### 第十四章 雑則

#### 1. 電磁的記録等

(1) 指定居宅サービス事業所及び指定居宅 サービスの提供に当たる者は、作成、保存 その他これらに類するもののうち、この条 例の規定において書面(書面、書類、文 書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他 文字、図形等人の知覚によって認識するこ とができる情報が記載された紙その他の有 体物をいう。以下この条において同じ。) で行うことが規定されている又は想定され るもの (第十一条第一項 (第四十一条の E、第四十六条、第五十八条、第六十二 条、第七十八条、第八十八条、第九十七 条、第百十二条、第百十二条の三、第百三 十四条、第百四十五条、第百六十七条(第 百八十条において準用する場合を含 む。)、第百八十条の三、第百八十七条、 第二百三条(第二百十五条において準用す る場合を含む。)、第二百三十六条、第二 百四十七条、第二百六十二条、第二百六十 四条及び第二百七十五条において準用する 場合を含む。)及び第二百二十三条第一項 (第二百四十七条において準用する場合を 含む。) 並びに次項に規定するものを除 く。) については、書面に代えて、当該書 面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的 方式その他人の知覚によっては認識するこ とができない方式で作られる記録であっ て、電子計算機による情報処理の用に供さ れるものをいう。) により行うことができ

(2) 指定居宅サービス事業者及び指定居宅 条例第276 サービスの提供に当たる者は、交付、説 明、同意、承諾、締結その他これらに類す るもの(以下「交付等」という。)のう ち、この条例の規定において書面で行うこ とが規定されている又は想定されるものに ついては、当該交付等の相手方の承諾を得 て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方 法、磁気的方法その他人の知覚によって認 識することができない方法をいう。)によ ることができる。

条例第276 |条第1項

#### 雑則

#### 電磁的記録について

居宅基準第217条第1項及び予防基準第293条 第1項は、指定居宅サービス事業者及び指定居 宅サービスの提供に当たる者等(以下「事業者 等」という。) の書面の保存等に係る負担の軽 減を図るため、事業者等は、この省令で規定す る書面(被保険者証に関するものを除く。)の 作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行 うことができることとしたものである。

- (1) 電磁的記録による作成は、事業者等の使用 に係る電子計算機に備えられたファイルに記録 する方法または磁気ディスク等をもって調製す る方法によること。
- (2) 電磁的記録による保存は、以下のいずれか の方法によること。
  - ① 作成された電磁的記録を事業者等の使用 に係る電子計算機に備えられたファイル又は 磁気ディスク等をもって調製するファイルに より保存する方法
  - ② 書面に記載されている事項をスキャナ等 により読み取ってできた電磁的記録を事業者 等の使用に係る電子計算機に備えられたファ イル又は磁気ディスク等をもって調製する ファイルにより保存する方法
- (3) その他、居宅基準第217条第1項及び予防 基準第293条第1項において電磁的記録により 行うことができるとされているものは、(1)及 び(2)に準じた方法によること。
- (4)また、電磁的記録により行う場合は、個人 情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係 事業者における個人情報の適切な取扱いのため のガイダンス」及び厚生労働省「医療情報シス テムの安全管理に関するガイドライン」等を遵 守すること。

条第2項

- 電磁的方法について居宅基準第217条第2 項及び予防基準第293条第2項は、利用者及び その家族等(以下「利用者等」という。)の利 便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観 点から、事業者等は、書面で行うことが規定さ れている又は想定される交付等(交付、説明、 同意、承諾、締結その他これに類するものをい う。) について、事前に利用者等の承諾を得た 上で、次に掲げる電磁的方法によることができ ることとしたものである。
- (1) 電磁的方法による交付は、居宅基準第8条 第2項から第6項まで及び予防基準第49条の2 第2項から第6項までの規定に準じた方法によ ること。

条例・規則	国解釈通知	適否
	(2) 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にすること。	
	(3) 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にすること。	
	(4) その他、居宅基準第217条第2項及び予防基準第293条第2項において電磁的方法によることができるとされているものは、(1)から(3)までに準じた方法によること。ただし、居宅基準若しくは予防基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。	
	(5) また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。	